

給付時期

市役所にて申請いただいた内容を確認後、概ね3週間以内に指定の金融機関口座にお振込みいたします。申請内容や添付書類に不備がありますと給付の遅れにつながりますので、ご注意願います。

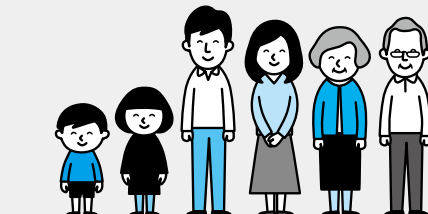
申請期限

令和2年8月27日 ※郵送の場合は当日消印有効

確認書類

本人確認書類(いずれか1点)

マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、在留カード、健康保険証、介護保険証、国民健康保険証、後期高齢者保険証、生活保護受給者証、年金手帳、法人発行の身分証明書(顔写真付き)などの写し



振込先口座確認書類(いずれか1点)

金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。特別定額給付金実施本部までお問合せください。

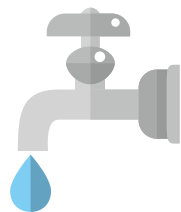
- ◇世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
- ◇手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主(配偶者など)からの申請があっても支給しません。

対象となる配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方の要件

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること
- ②婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」又は、市区町村、民間支援団体等による「確認書」が発行されていること
- ③令和2年4月28日以降に住民票が半田市に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

水道基本料金を免除します



【問合わせ】 上水道課 ☎ 84-0679

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う

市民及び事業者の経済的な負担を軽減するため、水道基本料金を免除します。

対象者 半田市の水道を利用しているすべての給水契約者

免除方法 水道料金の請求から基本料金相当額を差し引く方法で実施します。今回の免除について、契約者からの申込等の手続きは不要です。

免除内容 令和2年7月請求分から12月請求分までの6か月間の水道料金のうち、基本料金の全額を免除します。

◇偶数月検針地区(主に半田・成岩地区)

5月～10月使用分(7月、9月、11月請求)

◇奇数月検針地区(主に亀崎・乙川地区)

6月～11月使用分(8月、10月、12月請求)